



毛呂山町建設工事における最低制限価格の算定方法の改正について

毛呂山町が発注する予定価格が3,000万円以上の建設工事は、原則として最低制限価格を設定した制限付一般競争入札（事後審査型方式）にて請負者を決定しております。

今回、この最低制限価格の算出方法を以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

1. 改正の概要

■算定式

改正後	(直接工事費の額× <u>97%</u>) + (共通仮設費の額×90%) + (現場管理費の額× <u>90%</u>) + (一般管理費等の額× <u>68%</u>)
改正前	(直接工事費の額× <u>95%</u>) + (共通仮設費の額×90%) + (現場管理費の額× <u>80%</u>) + (一般管理費等の額× <u>55%</u>)

	適用金額区分	適用範囲	(1)	(2)	(3)	(4)
改正後	3,000万円以上	75/10~ 92/10	直接工事費 × <u>0.97</u>	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 × <u>0.9</u>	一般管理費等 × <u>0.68</u>
		75/10~ 92/10	上記に関わらず町長が特別なものと認めた場合			
改正前	3,000万円以上	7/10~ 9/10	直接工事費 × <u>0.95</u>	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 × <u>0.8</u>	一般管理費等 × <u>0.55</u>
		7/10~ 9/10	上記に関わらず町長が特別なものと認めた場合			

※上の表における(1)から(4)について1円未満を切捨て、合計し、合計額（有価物売却費があるときは、合計額から有価物売却費を控除した額）の1,000円未満を切捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

(注意) 上記の有価物売却費がある場合とは、有価物売却費（控除額として計上されるもの。以下同様。）を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した有価物売却費がある建設工事の場合です。

2. 適用日

令和6年4月1日以降に、入札公告をする制限付き一般競争入札について適用します。

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係

電話番号：049-295-2112（内線541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

[総合サイト](#)>[ホーム（行政サイト）](#)>[事業者の方へ](#)> [入札・契約](#)



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん